

第12回独立行政法人農林漁業信用基金契約監視委員会審議概要

1. 日 時 令和2年5月29日（金）（書面開催）

2. 議 題

- (1) 令和元年度独立行政法人農林漁業信用基金調達等合理化計画の自己評価（案）の点検について
- (2) 令和2年度独立行政法人農林漁業信用基金調達等合理化計画（案）について

3. 委員（◎は委員長）

- ◎武井 洋一（明哲綜合法律事務所 弁護士）
- 大塚 教子（大塚教子税理士事務所 税理士）
- 小黒 祐康（小黒公認会計士事務所 公認会計士）
- 富田 雅之（独立行政法人農林漁業信用基金 監事）
- 前田 智美（独立行政法人農林漁業信用基金 監事）

4. 審議概要

- (1) 令和元年度独立行政法人農林漁業信用基金調達等合理化計画の自己評価（案）の点検について

事務局から令和元年度調達等合理化計画の自己評価（案）及びその根拠となる以下の資料を各委員へ送付し、委員会の点検を受け、了承された。

- ・ 令和元年度調達等合理化計画に対する取組状況（令和元年度の調達の現状と要因の分析、重点的に取り組む分野（一般競争入札等の着実な実施、一者応札・応募の改善の取組、合理的な調達の実施）、調達に関するガバナンスの徹底等）
 - ・ 第11回契約監視委員会（平成31年4月26日）の点検結果への対応状況（平成30年度調達等合理化計画に係る取組状況に関する意見・質問及び平成31年度調達等合理化計画（案）に関する意見・質問に対する対応状況）
 - ・ 令和元年度契約審査委員会の実施状況（随意契約案件の審査及び調達等合理化計画・その他重要事項の審議事項）
 - ・ 令和元年度の契約実績
- 委員からの主な質問・意見と、それに対する事務局からの回答は次のとおり。

質問・意見	回答
<p>① システム保守の更新時期は事前に把握できるはずであるから、公告から入札までだけでなく、開札から実際の保守開始時期についても余裕をもった日程を組むように配慮する必要があると思われる。</p> <p>なお、1者応札・応募となったパソコン140台購入と保守業務の調達について、保守内容が特殊であることにより、新規参入を阻害したとのことであるが、具体的にはどのような内容であったのか。</p>	<p>→ 保守契約のような事前に更新時期が把握できる案件については、余裕をもった調達日程の確保に努めていく。パソコン140台購入・保守業務の調達については、保守内容の「搬送修理が必要となった場合、基金にある予備機のキッティング作業を行うこと」、「人事異動時に対象者の端末の設定作業を行うこと」が当基金の独自の特殊な保守と考えられることから、今後は同保守内容を調達の要件とするかどうかについて検討していく。</p>
<p>② 消耗品の一括購入およびコピー用紙の一括購入について、每期発生するような案件で、内容的に特殊でないので、もう少し応募があってもいいと思われるが、過去の応募の状況はいかがか。また、2者若しくは少数の業者が交互に契約するようなことを防止するように管理はされているか。</p>	<p>→ 調達時の見積額からみて別々に調達を行うと総額で安価になることが見込まれたこと等から、令和元年度よりコピー用紙と消耗品を別々に調達している。消耗品の過去の応募状況は、平成30年度4者、平成29年度2者、平成28年度3者であった。少数の業者が交互に受注するようなことを防止するために、調達の都度、広く声かけを行い参加者を多数募ることに努めていく。</p>
<p>③ 落札率が31.0%となっており、かつ予定価格と契約金額の差が1億円超となっている案件がある。当初の予定価格との大差はなぜ生じたのか。</p>	<p>→ 当該案件は、3者から参考見積を聴取したものの、その際は概算費用であった。入札においては、業者が精緻に確認を行った結果、安価で調達可能な事項等が複数判明したため、契約金額と予定価格との差が生じたもの。今後は、複数業者からなるべく精緻な参考見積を聴取することとし、適切な予定価格の積算に努めていく。</p>
<p>④ 一者応札となった案件で、再公告</p>	<p>→ 当該案件は3件あるが、うち1件は、</p>

をしなかったものがあるが、その理由は何か。

政府調達案件であり公告期間を通常より長い十分な期間（42日間）をとっていると考え、信用基金の独自ルールである再公告を適用しなかったもの、うち2件は、入札には参加しなかったが資格審査申請を行った者がそれぞれ1者あり、当該者が入札に参加するものと見込んでいたことから再公告は行わなかったものである。同様のケースで入札参加者が1者となった場合に、開札は行わず再公告することも考えられるが、当基金としてはその方法は当該入札参加者からの理解が得られず採用できないと判断したことから、今後は、調達等合理化計画に定める一者応札・応募の改善の取組に加え、資格審査申請書の受領時に申請者への入札意思の確認に努めていく。

(2) 令和2年度独立行政法人農林漁業信用基金調達等合理化計画（案）について

事務局から令和2年度調達等合理化計画（案）（令和元年度の調達の現状と要因の分析、重点的に取り組む分野（一般競争入札等の着実な実施、一者応札・応募の改善の取組、合理的な調達の実施）、調達に関するガバナンスの徹底等）を各委員へ送付し、委員会の点検を受け、了承された。

委員からの主な質問・意見と、それに対する事務局からの回答は次のとおり。

質問・意見	回 答
<p>今年度は、コロナ禍の影響で、受注後、経営困難となり辞退や納品できないといった事態も想定される。その点での相手方の経営状態、信用状態のチェックは、どのように行うのか。従前も当然行われていると思うが、現在の異常事態より、従前の対応でよいか、という点も含めての質問。</p>	<p>→ 「経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。」を競争参加資格としている。また、必要に応じ、直近の決算書等を応募時の提出書類として、相手方の経営状態等の確認を行うこととしているが、今後対応を検討していきたい。その際、コロナ禍の影響により契約相手先を限定したり狭めたりすることのないよう、慎重に対応していきたいと考えている。</p> <p>なお、令和2年3月3日付けで中小企業庁から「新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業・小規模事業者に対する官公需における配慮について（要請）」が各府省等中小企業官公需担当官あてに発出されていること等を踏まえ、柔軟な納期・工期の設定等に対応していく。</p>